

要となる業務委託をいう。

- ③ 緊急を要し指示書により工事を先行させる案件は、指示日時点の設計単価を使用しており、本取扱いと差異がないため対象としない。

3. 対象設計単価

変更対象とする設計単価は、労務単価、資材単価、市場単価、単位施工単価、賃料、直接人件費、材料単価及び損料等とする。

なお、歩掛、処分費及び工事毎に見積又は特別調査により策定した単価は、原則、変更の対象としないものとする。

○ 運用・補足説明

- ① 仙台市単価等のうち、歩掛、処分費及び工事毎に見積又は特別調査により策定した単価は、原則、対象としない。
- ② 変更対象とすることができる例として、仙台市単価等のサイズ違いなどで、見積又は特別調査により策定した単価のうち、本取扱いにより単価の逆転現象が生じる場合等、やむを得ない事情が発生した場合には対象とすることができるものとする。

<例>

名称・規格	当初設計単価	契約時設計単価	摘要
基礎ブロック(180×180×450)	730 円	950 円	仙台市単価
基礎ブロック(200×200×450)	870 円	1130 円	仙台市単価
基礎ブロック(220×220×450)	1040 円	1040 円	見積り

見積単価ではあるが、単価の逆転現象が生じるため変更対象とすることができる。

4. その他の条件等

- (1) 予定価格を算出する場合は、積算時点での最新の仙台市単価等を使用することとし、設計図書に積算単価適用年月を明示するものとする。
- (2) 本取扱いによる変更契約額の算出にあたって、一般管理費等に契約保証費が含まれている場合は、当初設計時の金額から変更しないものとする。
- (3) 工事請負契約書第25条の規定に基づくスライド請求があった場合には、本取扱いにより変更された仙台市単価等を基準とし、スライド額を算定するものとする。

○ 運用・補足説明

- ① 原則、4. (1)によるものとするが、月初めの持込みで積算や検算日数に制約が生じる場合には、積算時点で適用されている最新の仙台市単価等を使用して予定価格を算出しても良いものとする。
- ② Web 版積算システム(JACIC)を利用し設計書を作成する場合は、積算条件書(間接費補正一覧)に積算年月が明示されている。なお、他のシステムを利用する場合など、積算年月が明示されない場合には、現場説明書や特記仕様書等に明示するものとする。
- ③ 本取扱いによる変更請負代金額を算出する際、契約保証費対象金額は、当初積算額で固定するものとする。なお、Web 版積算システム(JACIC)を利用し変更設計書を作成する場合は、平成25年3月13日付 H24 都技第1363号(契約保証費対象額固定機能について)によるものとする。

5. 予定価格算出から変更契約までのイメージ

